



ほうかつけあ通信

第4号

笛南ほうかつは、地域の皆さんと一緒に
「いくつになっても安心して自分らしく生活できる地域づくり」を目指しています。
地域づくりのために知っておくと役立つ情報をお伝えしていくニュースレターです。

生活保護～セーフティネット～

生活保護とは？

この号の内容

- 1 生活保護とは？
- 2 生活保護の基本的考え方
- 3 生活保護の種類
- 4 ポイント

日本国憲法第25条
すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

要保護者が窮迫した状態である時は福祉事務所の職権で保護することもできる。

生活に困窮した時、活用できるのが「生活保護」です。生活保護は保険料を納めるのではなく、税金を財源とした無拠出の制度です。

この制度は憲法第25条を具体化したものです。国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

生活困窮に陥った時に相談できる機関や制度はありますが、この生活保護はそれらの最後の砦とされています。

貧困に陥るリスクはたくさんあります。病気、障がい、失業、事業の失敗、借金、依存症、ひきこもり、DV、生計を維持していた家族の死亡・離縁・病気など多岐にわたります。令和2年3月頃から猛威を振るっている新型コロナウイルスによる失業や廃業もきっかけになり得ます。国民であれば誰でも利用出来ます。

生活保護の基本的な考え方

生活保護には次のような原理・原則があります。

☆無差別平等：困窮の理由は問わない。経済状況のみで判断します。

☆最低生活の保障：健康で文化的な最低限度の生活を保障しています。

☆保護の補足性：資産があれば売却処分、あるいは活用して生活費に充てる。就労可能な仕事があれば働く。扶養してくれる親族がいれば相談。他に活用できる制度をまずは活用する。

☆申請保護の原則：本人やその扶養義務者、その他の親族による申請が原則。

☆基準及び程度の法則：最低限度の生活を無差別平等に保障するため、最低生活費の基準があります。

☆必要即応の原則：本人の年齢や性別、健康状態等、その個人・世帯の実際の必要性に応じた保護を行う

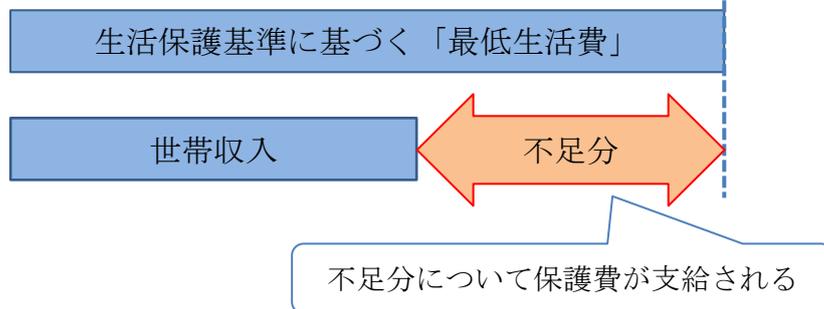
☆世帯単位の原則：個人でとらえず、生計を同一にしている世帯全体のこととして考えます。

生活保護の種類

生活保護には8種類の扶助があり、世帯の状況に応じて給付されます

- 生活扶助:日常生活費にあたるもの、光熱費
特別な事情がある方には加算がある
- 住宅扶助:家賃、地代等の住まいの費用
- 教育扶助:義務教育を受けるための学用品、給食費等の費用
- 医療扶助:病院での受診代、薬の費用、施術費用
- 介護扶助:介護サービスを利用する費用、住宅改修等の費用
- 出産扶助:出産費用
- 生業扶助:就職に必要な技能の習得や資格取得のための費用
- 葬祭扶助:葬祭の費用

世帯の状況に応じた支給なので、この8つの扶助すべてが支給されるわけではない



ポイント

★あくまでも保護を必要としている本人からの申請が基本。「心配だから」という他者の意向での申請は出来ません。

★持ち家の場合、資産として必ず売却しなければならないというわけではありません。

★借金が理由の生活困窮だからといって、受給を妨げるものではありません。しかし、基本的に保護費を借金返済に充てることはできないので、債務整理などの必要性が出てきます。

★「生活困窮者自立支援制度」という生活保護に至らないが困窮状態にあり困っている方を支援する制度もあります。

★生活保護、生活困窮者自立支援制度の窓口は甲府市生活福祉課です。

☎ 237-5535

笛南ほうかつでも生活困窮に関する相談を受けています。必要な方には、生活保護申請窓口への同行などの支援もしています。



【発行】

甲府市笛南地域包括支援センター
(笛南ほうかつ)

400-1507

甲府市下向山町 910

(健康の杜センターアネシス内)

電話番号:055-266-4220

FAX 番号:055-266-6401

メール:houkatsu.fudoki@jupiter.ocn.ne.jp